国民投票法改正案（国民投票の公平・公正の確保）について

憲法改正に係る国民投票は、
- 間接民主政を原則とする我が国の政治体制で、直接民主政を実現する数少ない例外の一つ
- 最高法規である憲法改正案への賛否を対象とし、その結果が国家の在り方や国民の権利を左右

▶ **国民にとって、極めて重要な機会**

制定後の環境変化

【国民投票法の制定時】：情報の送り手の表現の自由を保護 ⟹ 情報の供給量を増やし、受け手の知る権利に応えることを重視
【制定後 15 年が経過】：ネットの急速な発展・普及やＳＮＳ利用の一般化 ⟹ **情報の供給量が過剰な状態**

- ＣＭ業界では、人々の関心と時間を奪い合う競争の激化（アテンションエコノミー、マイクロターゲティング）
  - ◆ 多くの関心を引き付けるためだけの扇情的なＣＭ
  - ◆ 経営的貢献度が高い、資金力のある広告主のＣＭ

  } が増加
- インターネット上で、匿名によるフェイクニュースなどが問題となっている
- 投票日当日は投票勧誘の運動が過熱する傾向。国民が混乱しないよう、静ひつな環境が不可欠

国民投票法の改正案の概要

多種多様で適切な情報を得た上で、賛否の意思を形成できる仕組みが必要

放送ＣＭ規制

賛否の勧誘のためのＣＭ
⇒ 主体を問わず、国民投票運動の全期間にわたり禁止

意見表明のためのＣＭ
✓ 政党等の場合
⇒ 禁止（公営放送で代替）
✓ それ以外の主体の場合
⇒ 規制なし（表現の自由に配慮）

ネットＣＭ規制等

✓ 政党等によるネット有料広告の禁止
✓ ネット事業者等による掲載基準の策定などの努力義務
✓ 広報協が事業者等の取組の適切・有効な実施に資するガイドラインを策定

資金規制

✓ 国民投票運動等の支出額が１千万円超の団体には収支報告書の提出義務、公表
✓ 支出金額の上限の設定（５億円）
✓ 外国人等からの資金援助の禁止

⇨ これらの規制に対する重大な違反があったことは、国民投票無効訴訟における無効事由となり得る

その他
✓ 国民が多様な意見に接する機会についての配慮
✓ 広報協による憲法改正案に関する説明会の開催
✓ 広報協によるインターネット等を利用する方法による憲法改正案の広報
✓ 多様な手段を通じた憲法改正案の広報に係る財政上の措置等

情報アクセス権関係

落ち着いた物理的・精神的環境の中で、平穏かつ積極的に投票できる仕組みが必要

ネット等の適正利用

✓ 国民投票に関するネット等の適正利用の努力義務
✓ 広報協がネット等の適正利用に関するガイドラインを策定
✓ ネット等を利用した国民投票運動等における名称等の表示義務

投票に集中できる環境の整備

✓ 投票日における国民投票運動の禁止
✓ 選挙運動期間と国民投票運動の重複回避

その他
✓ 広報協とファクトチェックを行う民間団体等との連携
✓ 総務大臣・中央選管等による投票環境の整備及び投票の意義等に関する周知等

情報環境権関係

➡ **法制定時に想定されていなかった事態を直視し、その解決策を盛り込んだものであり、憲法改正案が発議されるまでに必ず解決すべき事項**